

●●● 第3章 ●●●

施策の方向と内容

● 基本目標 I ●

互いに自立し
支え合う社会づくり

施策の基本的方向

1. ワーク・ライフ・バランスのとれる体制づくり
2. 男女共同参画の視点に立った労働条件の整備
3. 多様な人々への安全・安心な生活の支援

施策の
基本的方向 1

ワーク・ライフ・バランスのとれる体制づくり

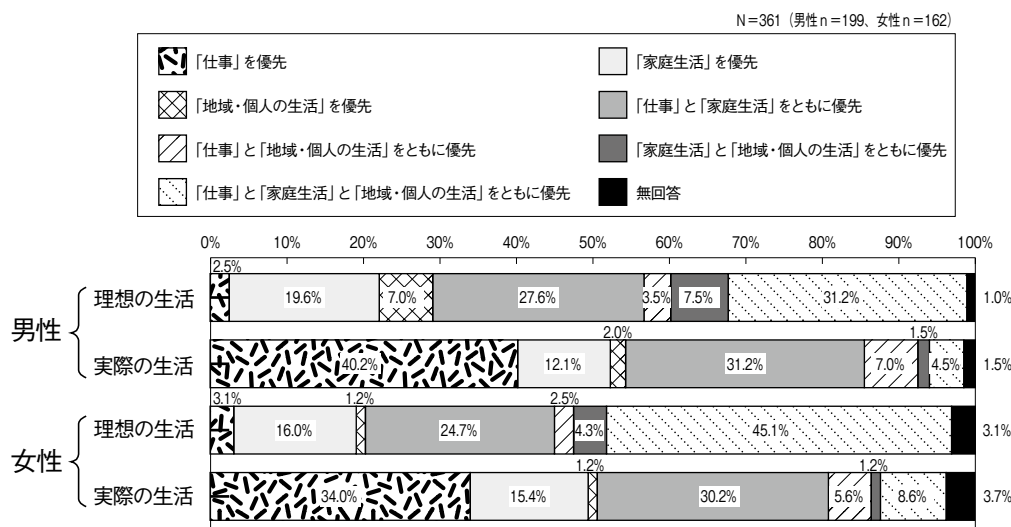
平成 19（2007）年に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会について、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。仕事と家庭の両立は、性別にかかわらず、誰もが対等なパートナーとして社会で活躍するために必要不可欠です。

市民意識調査の結果では、男女ともに理想の生活は「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」したものとなっていますが、現実の生活では「仕事を優先」している人が最も多くなっています。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれていると考えている人（「調和がとれている」「どちらかといえば調和がとれている」）は全体の7割を超えています、まだ一人ひとりの理想の生活が実現されにくい状況であるといえます。

また、市の行政に求めることとして、「育児保育施設・介護施設の充実」があげられています。「育児休業制度」や「介護休業制度」の利用については、男性の約4人に1人が「利用したいができそうにない」と回答しています。

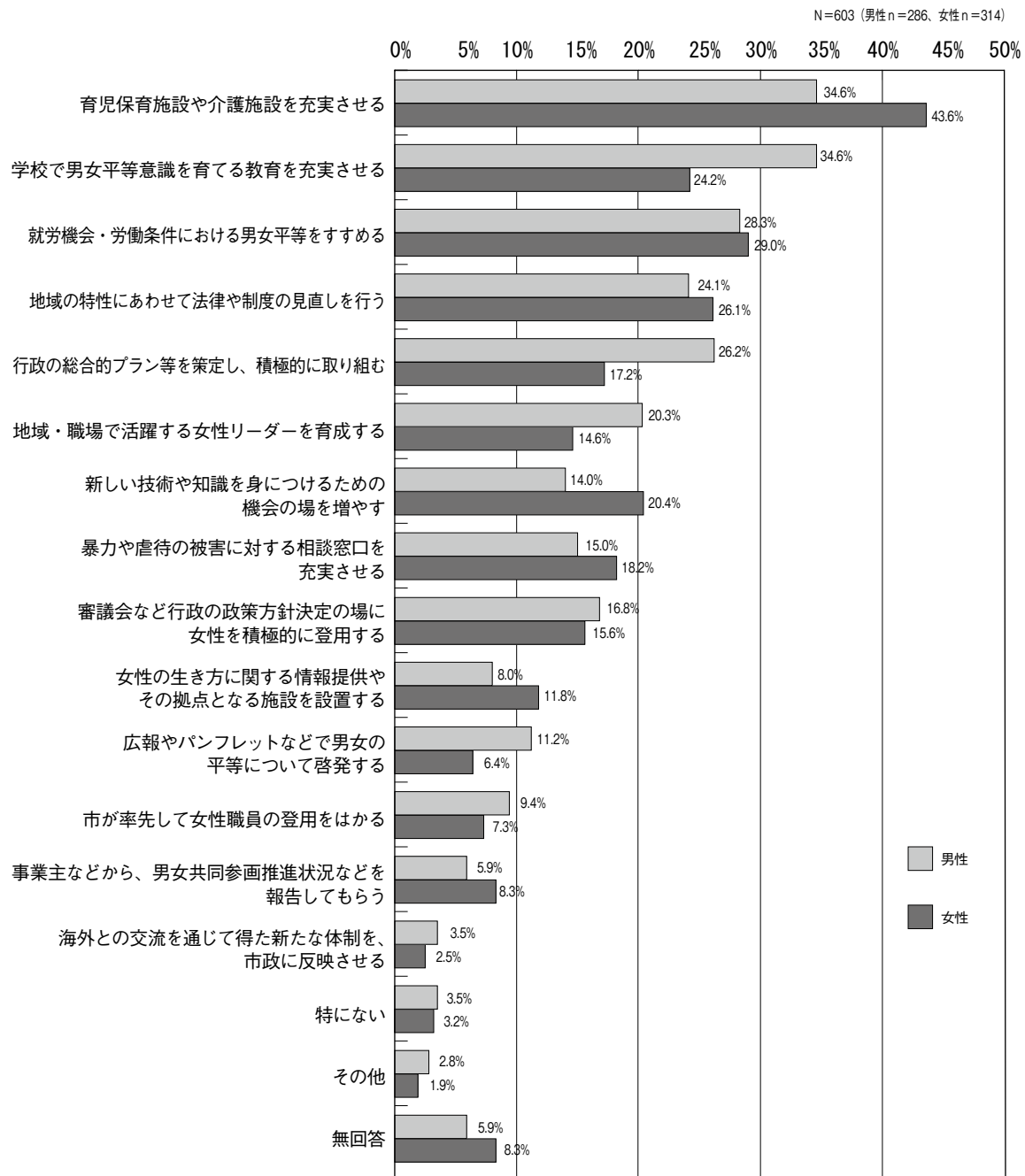
育児・介護休業制度などの利用を促進し、働き方の見直しを推進するとともに、多様化する保育・介護ニーズへの支援の充実に取り組み、誰もが働きやすく、かつ、子育て・介護しやすい環境づくりを行います。

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の理想と現実



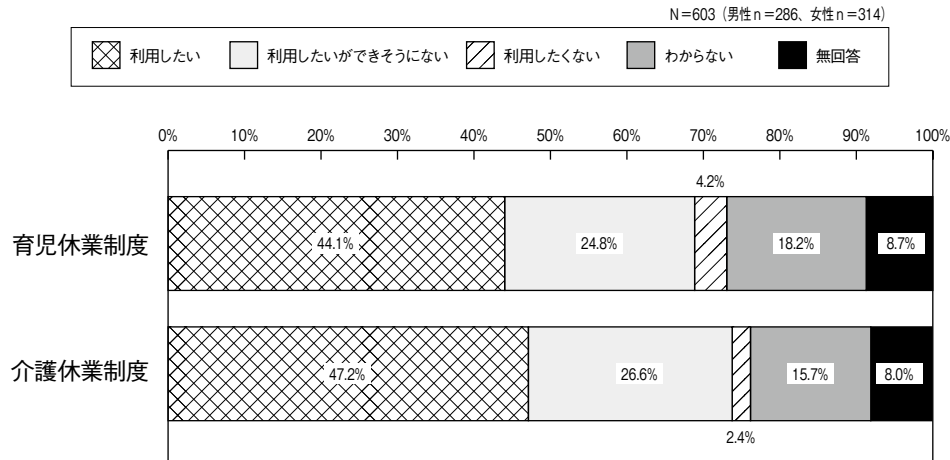
資料：平成26年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

「男女共同参画社会」に向けての市の取り組みについて

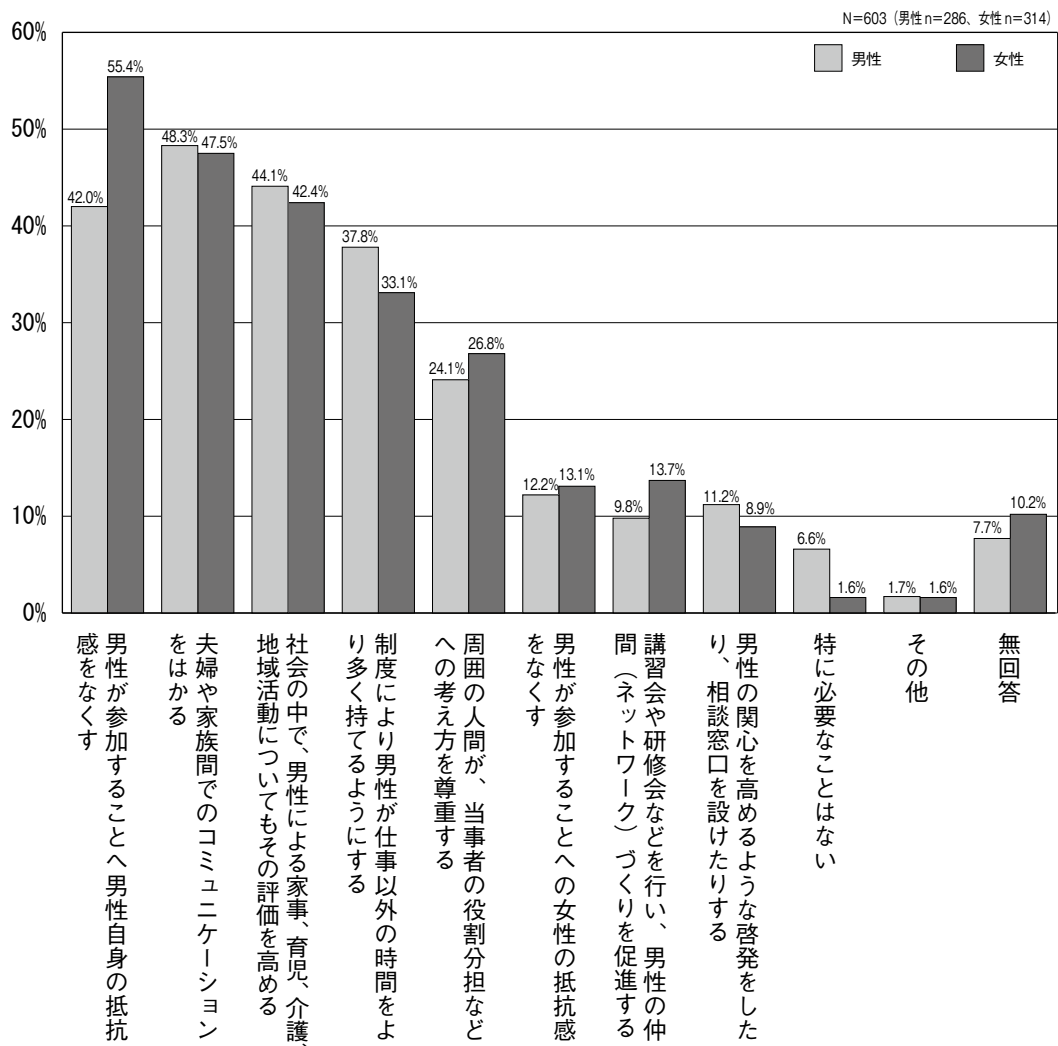


資料：平成 26 年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

育児休業制度や介護休業制度の利用について 《男性》



男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加するための条件整備



資料：平成 26 年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

基本的施策

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

番号	事業内容	担当課	
1	仕事・家庭と地域活動の両立支援	仕事・家庭生活・地域活動において、性別にとらわれることなく、一人ひとりがやりがいを持って参画し、互いに支え合う社会づくりを目指し、各種講座の開催や広報・啓発を行います。	総合政策課 男女共同参画センター 総合窓口課 生涯学習課
2	働き方の見直しの推進	すべての人が仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとりやすい、多様な働き方を選択できるよう、介護・看護・育児休暇や育児休業制度の取得促進や、働き方の見直しのための取り組みを進めます。	子ども支援課 総務課 学校教育課 企業立地課

(2) ともに担う育児・介護等の支援体制の充実

番号	事業内容	担当課	
3	子育て支援の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て教室・イベントの開催や相談窓口(☆)の充実のほか各種サービスを提供し、子育て支援を行います。	子ども支援課
4	介護体制の充実	「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護教室の開催や相談窓口(☆)の整備のほか各種サービスを提供し、介護体制の充実を図ります。	介護保険課
5	ボランティアの育成支援	託児・介護環境の充実を目指し、ボランティアの育成支援を行います。また、市民の学習機会の確保のため、市の主催講座などの開催時に託児ボランティアの配置を図ります。	総合政策課 男女共同参画センター 子ども支援課 介護保険課 全課

☆ 相談窓口については、「各種相談窓口 一覧 (P60～)」を参照。

施策の 基本的方向2

男女共同参画の視点に立った労働条件の整備

女性の社会進出が進む中、労働の場での男女共同参画の推進や誰もが働きやすい労働条件の整備は重要な課題となっています。

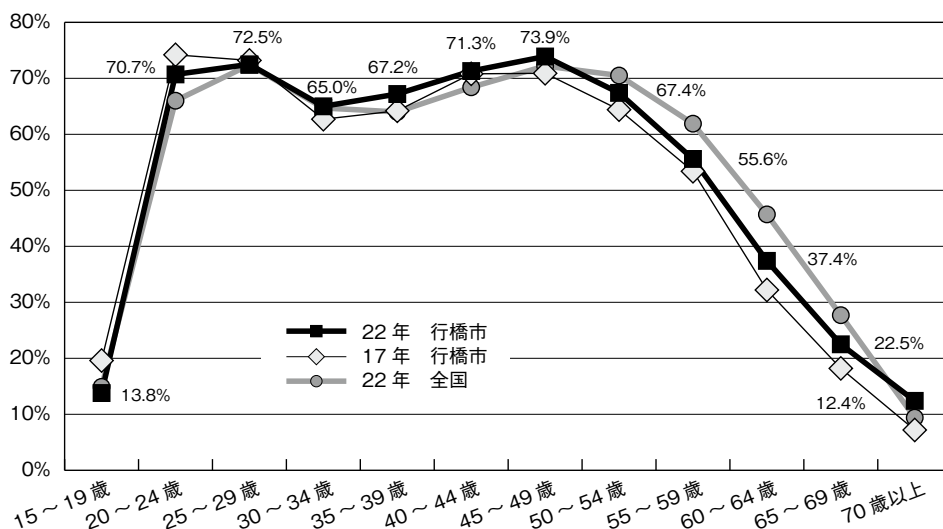
行橋市では豊かな自然を活かした農業・漁業等も行われており、雇用労働者だけでなく、農業・漁業や商業などの自営業で働く人々や、非正規労働者など、すべての労働者が仕事だけでなく個人の生活も大切にしながら働ける環境づくりへ向けた啓発や情報の収集・提供を行っていきます。

また、法や制度の整備は進んできているものの、女性の労働力率は結婚・出産期にあたる年代に離職するため一旦低下し、子どもの手が離れ、育児が落ち着いた時期に再び上昇するために、グラフにすると描かれるM字カーブは依然として解消されていません。このように正規雇用労働からいったん離職すると、再就職をする際には非正規雇用労働を選択せざるをえない女性も多く存在します。

市民意識調査の結果によると、女性が職場進出するための条件整備として、男女ともに「女性の再雇用制度の普及・促進について」が最も多く、また、女性は男性より「有休休暇の取得や残業時間の削減の促進」や「出産退職などの慣行を見直して定年まで働ける職場づくりの促進」が多く挙げられています。

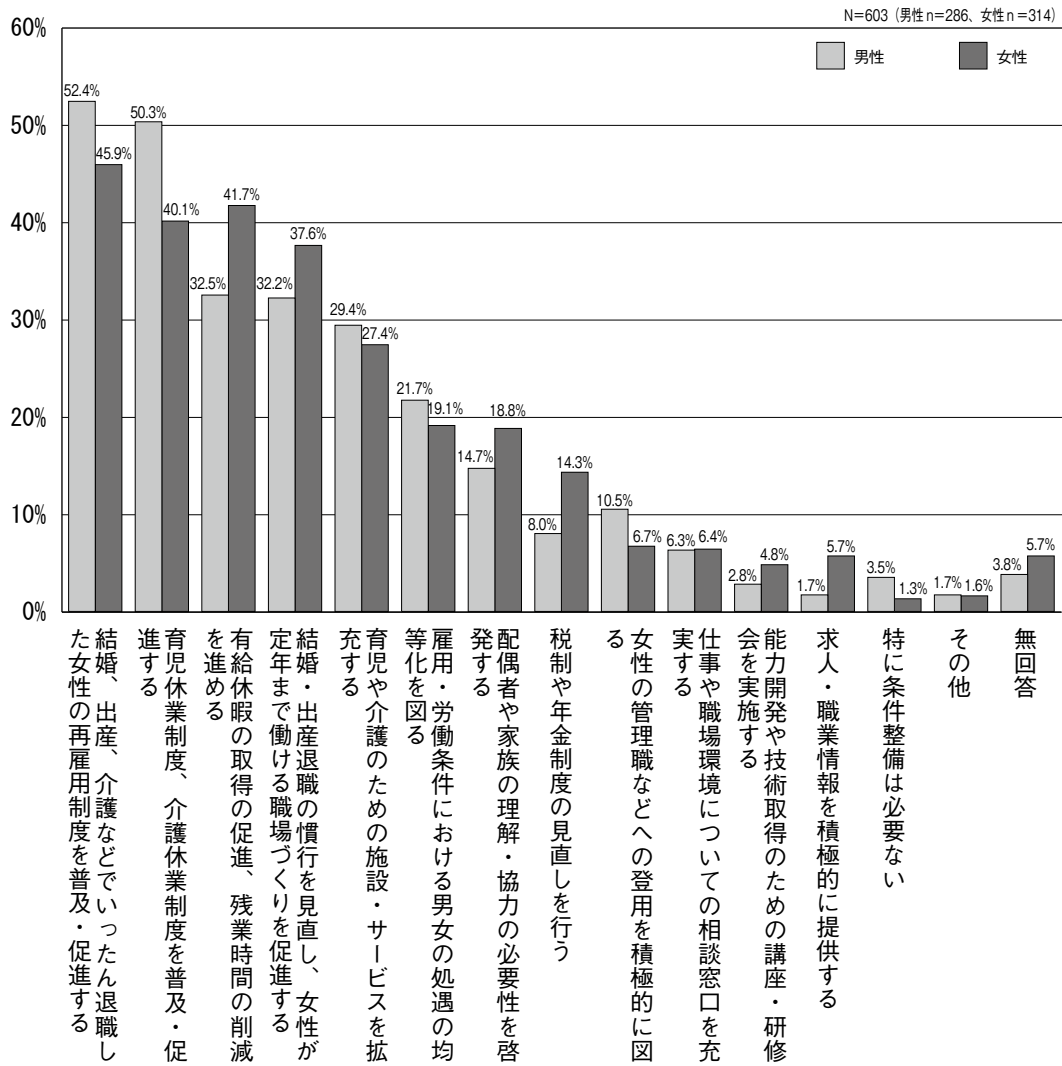
市として、働く意欲のある女性が能力を発揮する機会の確保や、自身の望む形での就労を支援し、資格や技術獲得のための各種講座の開催や、女性の再就職に向けた相談体制の充実を行います。

女性の年齢階層別労働力率



資料：総務省「国勢調査」

女性の職場進出を促進するための条件整備



資料：平成 26 年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

基本的施策

(1) 誰もが働きやすい労働条件の整備

番号	事業内容	担当課	
6	農・漁業・商工自営業で働く人々の労働条件・生活環境の改善	仕事と家事・育児などを家庭内において共同で行えるよう、労働条件や生活環境改善についての啓発を積極的に行います。	商業観光課 農林水産課
7	雇用労働者の労働条件の改善促進および相談体制の充実	関係機関との連携による情報収集・提供を行い、誰もがともに仕事と家庭を両立できるような労働条件の向上、働き続けるための労働環境の整備についての啓発、相談体制の整備を進めます。	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課
8	非正規労働者などの労働条件の改善促進	パートタイマー、派遣労働者などの労働環境、今後取り組む課題などについて情報収集および市報やホームページなどによる情報提供を行います。	企業立地課

(2) 女性への再就職支援体制の推進

番号	事業内容	担当課	
9	再就職のための情報提供および相談体制の充実	関係各機関と連携し、再就職のための支援に関する情報提供や相談体制の充実を進めます。	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課
10	就業支援技術取得講座の開催	再就職希望者などを対象に就業に必要な知識などに関する講習を実施し、資格や技術を取得することにより就業を支援します。	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課

※相談窓口については、「各種相談窓口 一覧（P60～）」を参照。

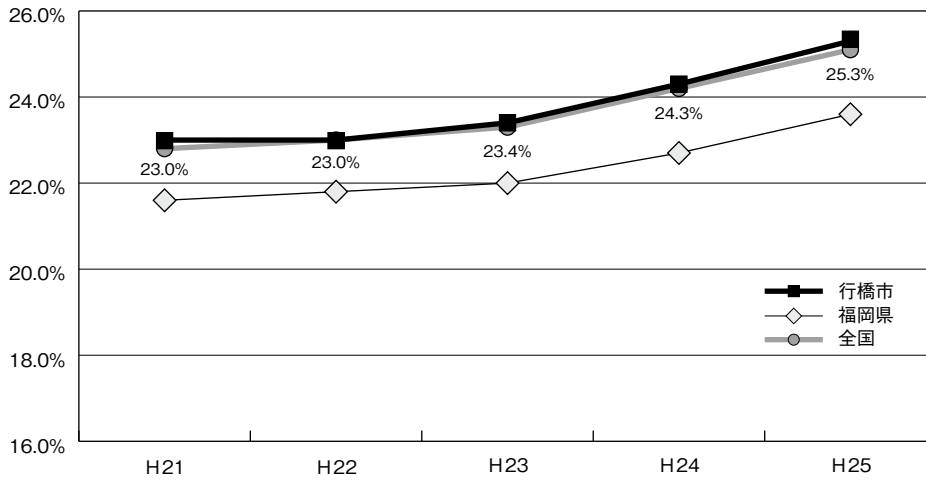
**施策の
基本的方向3****多様な人々への安全・安心な生活の支援**

昨今のライフスタイルの多様化によって、一人ひとりの生活環境、身体機能等の違いや年齢などに応じたきめ細やかな施策の推進が必要となっています。ユニバーサルデザイン^(※)の視点に立った誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりも求められています。この際には、あらゆる状況にいる人々が、自身の生活環境等に加えて性別によってさらに困難な立場に置かれることのないよう、男女共同参画の視点を持つことが重要となってきます。

行橋市において、平成25年10月1日現在、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は25.3%となっており、市民の4人に1人以上が高齢者であるという状況です。また、総人口に占める障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳）の所持者の割合は平成25年10月1日現在、5.7%となっており、年々上昇しています。今後も、男女共同参画の視点を持ちながら、高齢者や障がい者へ各個別計画に基づいた支援を行っていきます。

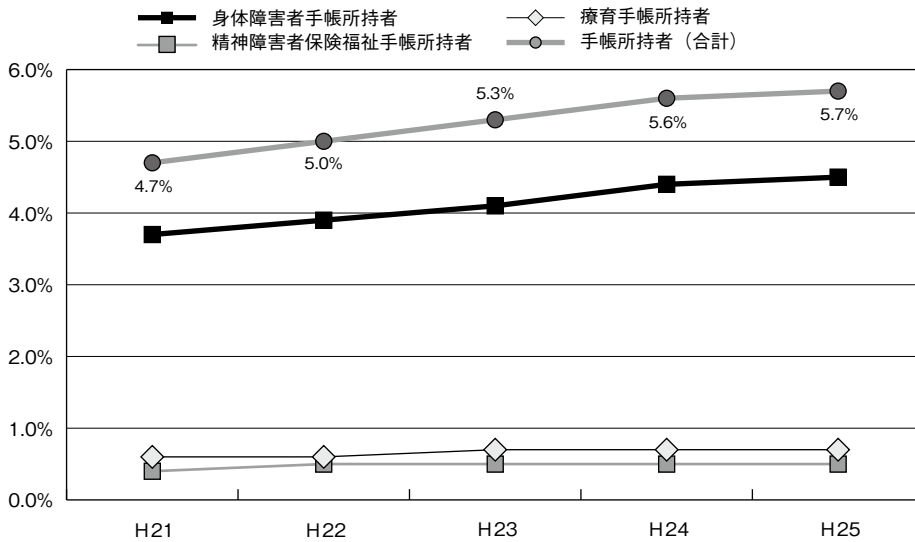
ひとり親家庭においては、各種情報提供や相談体制の充実を図り、生活の自立支援を行います。また、国際交流事業の推進などにより、外国人にとって住みよい環境づくりを進めます。

高齢化率の推移



資料／行橋市：住民基本台帳・外国人登録等（各年度10月1日現在）
 福岡県：高齢者福祉関係基礎資料集計（各年度10月1日現在）
 全 国：総務省統計局 人口推計（各年度10月1日現在 ※平成25年度は概算値）

総人口に占める障害者手帳所持者数の割合の推移



資料／地域福祉課（平成21年度～平成24年度：年度末現在、平成25年度：10月1日現在）
 ※2種類以上の手帳を取得している人の人数は、それぞれに計上している（合計は重複所得者を含む）

基本的施策

(1) 高齢者・障がい者への安全・安心な生活の支援

番号	事業内容		担当課
11	高齢者福祉施策の推進	「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、男女共同参画の視点を持ちながら、高齢者の生きがいづくりや社会参加促進ほか各種サービスを提供し、高齢者の安全・安心な生活を支援します。	介護保険課 地域福祉課
12	障がい者福祉施策の推進	「障害者福祉長期計画・障害福祉計画」に基づき、男女共同参画の視点を持ちながら、就労支援や障がい児における療育事業の充実ほか各種サービスを提供し、障がい者の安全・安心な生活を支援します。	地域福祉課 子ども支援課
13	相談体制の充実	多様化する相談ニーズに対応するため、関係機関との連携を深め、研修会などの開催による相談員の技術の向上や専門相談体制(☆)の充実強化を図ります。 ☆P60～を参照	地域福祉課(社会福祉協議会) 子ども支援課

(2) 多様な人々への自立支援の充実

番号	事業内容		担当課
14	ひとり親家庭への自立支援	ひとり親家庭において、就職活動支援、保育所の利用の促進を図ることにより、生活における自立を進めます。また、研修会参加などにより相談員の資質向上に努め、相談体制(☆)の充実を行います。 ☆P60～を参照	生活支援課 人権政策課 子ども支援課
15	外国人の安全・安心な環境づくり	市民への国際理解を深めるため、国際交流事業を促進します。また、外国人にとって住みよい環境づくりのため、日本語ボランティアの育成支援や情報提供を行います。	総合窓口課

● 基本目標Ⅱ ●

一人ひとりが認め合い
尊重しあう環境づくり

施策の基本的方向

1. あらゆる人権侵害根絶への取り組み
2. DV対策の充実（行橋市DV防止基本計画）
3. 生涯を通じた健康づくりの推進

**施策の
基本的方向 1**

あらゆる人権侵害根絶への取り組み

性別にかかわらず、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、認め合うことは男女共同参画社会を形成するための基本となります。特に、セクシュアル・ハラスメントなどの各種ハラスメント(P30 参照)によるいじめや嫌がらせ、性別に関する暴力は重大な人権侵害となります。

市民意識調査によると、セクシュアル・ハラスメントは女性の人権が尊重されていないと感じる行為だという声が多く挙がり、また「セクハラ」という言葉の認知度も5年前の調査より上がるなど、セクシュアル・ハラスメントに対する関心が高まっていることがうかがえます。さらに、約4割の女性が「容姿や年齢について話題にされる」という被害を受けたと回答しています。

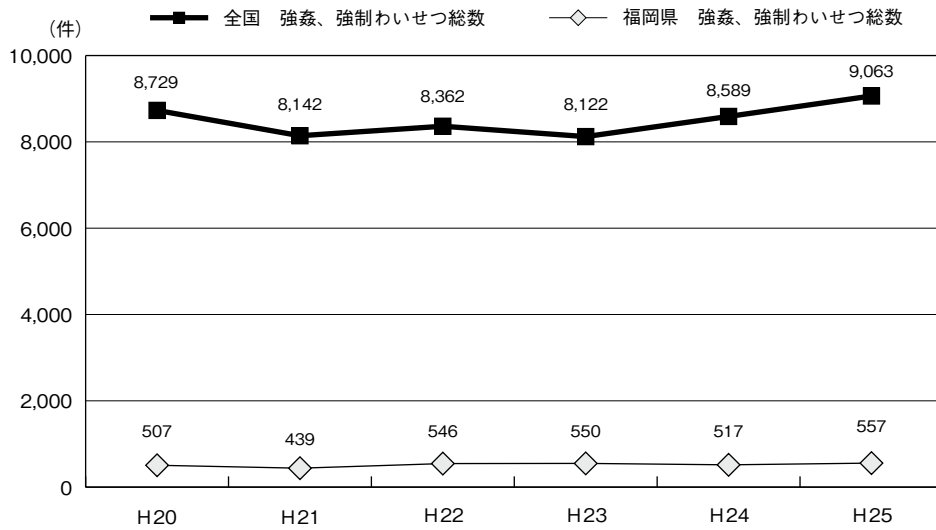
現在、ハラスメントにはパワー・ハラスメントやモラル・ハラスメントだけでなく、マタニティ・ハラスメントやセクシュアル・マイノリティへの差別行為など、新たなハラスメントも生まれ問題となっています。

あらゆる場における性暴力や各種ハラスメントなどによる人権侵害の根絶に向け、関係機関との連携を深め、職場や学校、地域をはじめ幅広い情報提供と広報・啓発を行います。

●セクハラ被害の経験（「されたことがある」の割合）●			
	全 体	女 性	男 性
1 位	容姿や年齢について話題にする (26.2%)	容姿や年齢について話題にする (40.1%)	「男のくせに」「男だから」などと言う (16.8%)
2 位	性的な話や冗談を聞かせる (24.7%)	性的な話や冗談について話題にする (37.6%)	容姿や年齢について話題にする (11.2%)
3 位	「女のくせに」「女だから」又は「男のくせに」「男だから」などと言う (23.1%)	宴会などでお酌やデュエットを要求する (36.3%)	宴会などでお酌やデュエットを要求する (10.1%)

資料：平成 26 年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

強姦、強制わいせつ認知件数（総数）の推移



資料／警察庁（H26.8.1現在の統計等に基づく数値）、福岡県警察

基本的施策

(1) セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策の充実

番号	事業内容	担当課
16	セクシュアル・ハラスメント等防止のための啓発 セクシュアル・ハラスメントのほか、職場など様々な環境でのハラスメント防止のため、人権リーフレットなどで市民への広報・啓発を行います。また、相談窓口(☆)などの情報提供を行います。 ☆P60～を参照	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課
17	防止に向けた研修などの実施 市職員等をはじめ、事業主、労働者に対して、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメント防止に向けての研修などを実施します。	人権政策課 総務課 学校教育課

(2) 性暴力などの被害防止に向けた啓発

番号	事業内容	担当課
18	性犯罪などの被害防止に向けた啓発 性犯罪などが女性の人権侵害であるとの視点に立った啓発活動を進めるとともに、学校・地域・警察などの関係機関との連携に努めます。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 学校教育課

ハラスメントとは

ハラスメントとは、力関係などを利用して、意に反した、不適切な言動を行うことで相手に不利益や損害を与えたり、個人の尊厳を損なう行為。

○パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの組織における力関係の優位性を背景に、本来業務の適正な範囲を超え、精神的・身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為。

○モラル・ハラスメント

態度や言葉などにより継続的に相手の人格や尊厳を傷つける精神的な嫌がらせ・いじめ。

○セクシュアル・ハラスメント

他の者の意に反し、他の者に不利益や不快感を与えるような、不適切な性的言動。
セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に対する差別的言動も含まれる。

○ジェンダー・ハラスメント

性別に関する固定観念や差別意識に基づくいやがらせ。性別という理由のみでの性格・能力の評価や特定の役割の決めつけなどの差別的扱いをする言動。

○マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産に関連して職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント。
※働く男性への「パタニティ（＝父性）・ハラスメント」も問題となっている。

**施策の
基本的方向2****DV対策の充実（行橋市DV防止基本計画）**

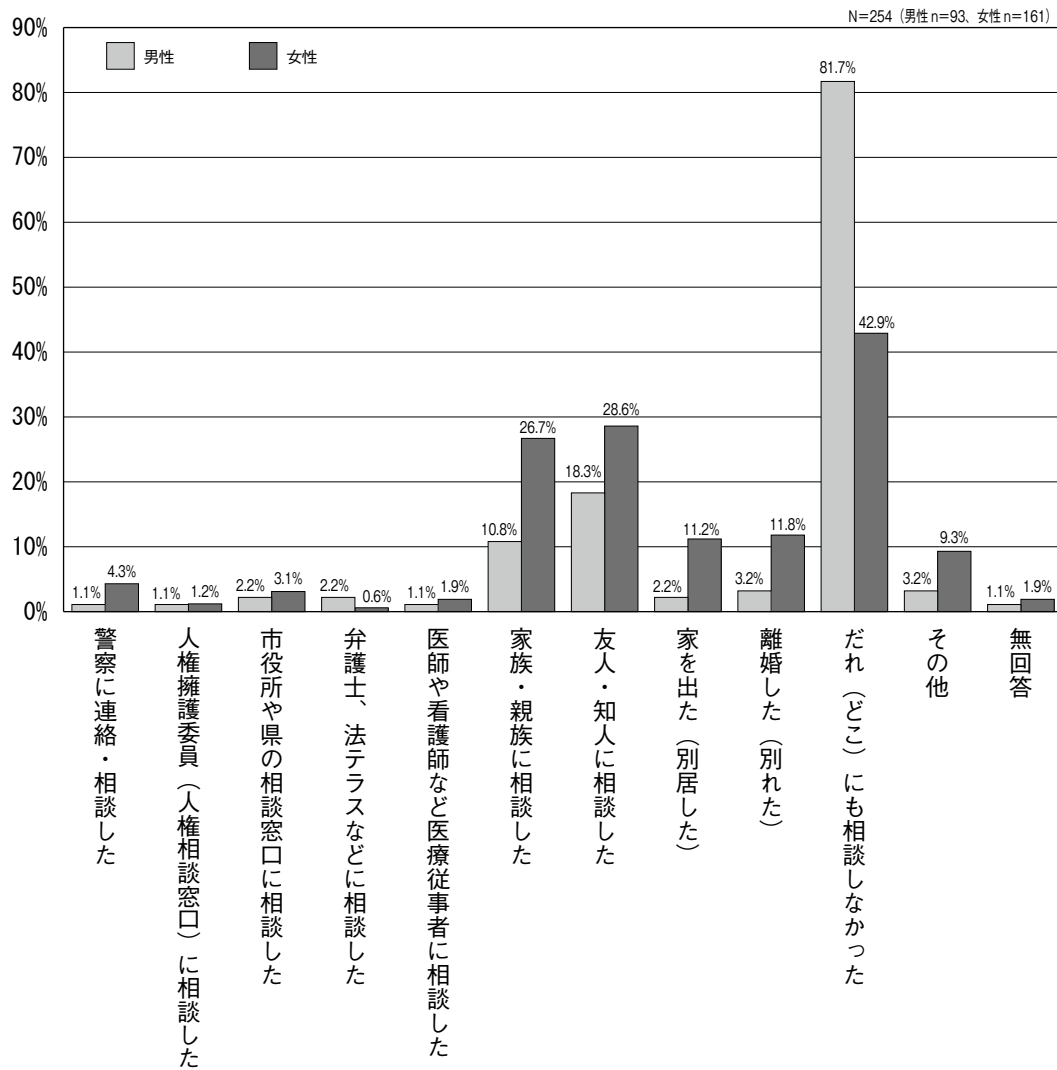
ドメスティック・バイオレンス（DV）は、暴力による重大な人権侵害行為であり、誰もが個人として尊重される男女共同参画社会の実現を妨げるものです。一人ひとりが自らの存在に誇りをもち、活躍できる社会づくりのためにも、決して許される行為ではないという意識・環境づくりが重要となります。

平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定され、改正も経ながら国や県におけるDV対策の制度整備が進むとともに、行橋市でもDVに関する啓発や相談業務を行ってきました。平成23年度には、「行橋市DV防止基本計画」が策定されました。

市民意識調査の結果では、配偶者や恋人から一度でも暴力を受けたことがある人は全体の42.1%を占めていたのに対し、そのうち多くの方がDV被害についてどこにも相談をしていませんでした。行政の相談窓口や警察などの専門機関に相談した人もほとんどいませんでした。DV防止のための優先的な取り組みとして、被害者のための相談・保護体制や窓口の充実への要望が多かったことから、相談窓口の周知や相談・保護体制のさらなる充実を推進していく必要があります。また、暴力の被害経験として「大声でどなる」や「何をいっても無視して口をきかない」などの精神的暴力の被害が多くなっていますが、これらの行為が暴力として認識されにくい傾向にあることも分かりました。暴力を受けている本人が、被害の認識を持ち、早急な相談・保護支援へとつなぐため、また、暴力を未然に防ぐためにも、広報・啓発や若い世代も含めた教育による意識づくりが必要となります。

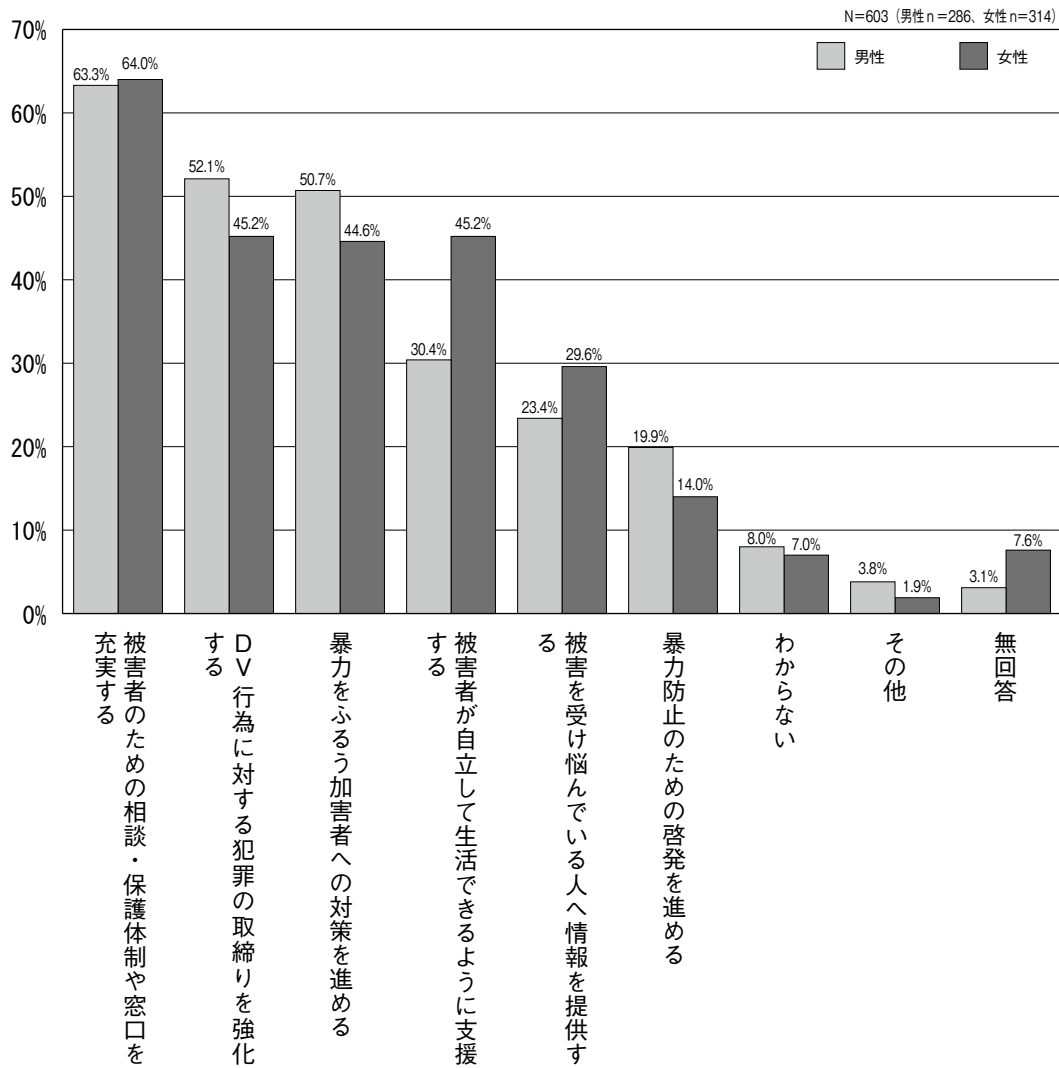
今後も、行橋市は、「行橋市DV防止基本計画」に基づき、関係機関との連携を深め、DV防止と被害者支援の充実に取り組みます。

暴力を受けたときの対処法



資料：平成 26 年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

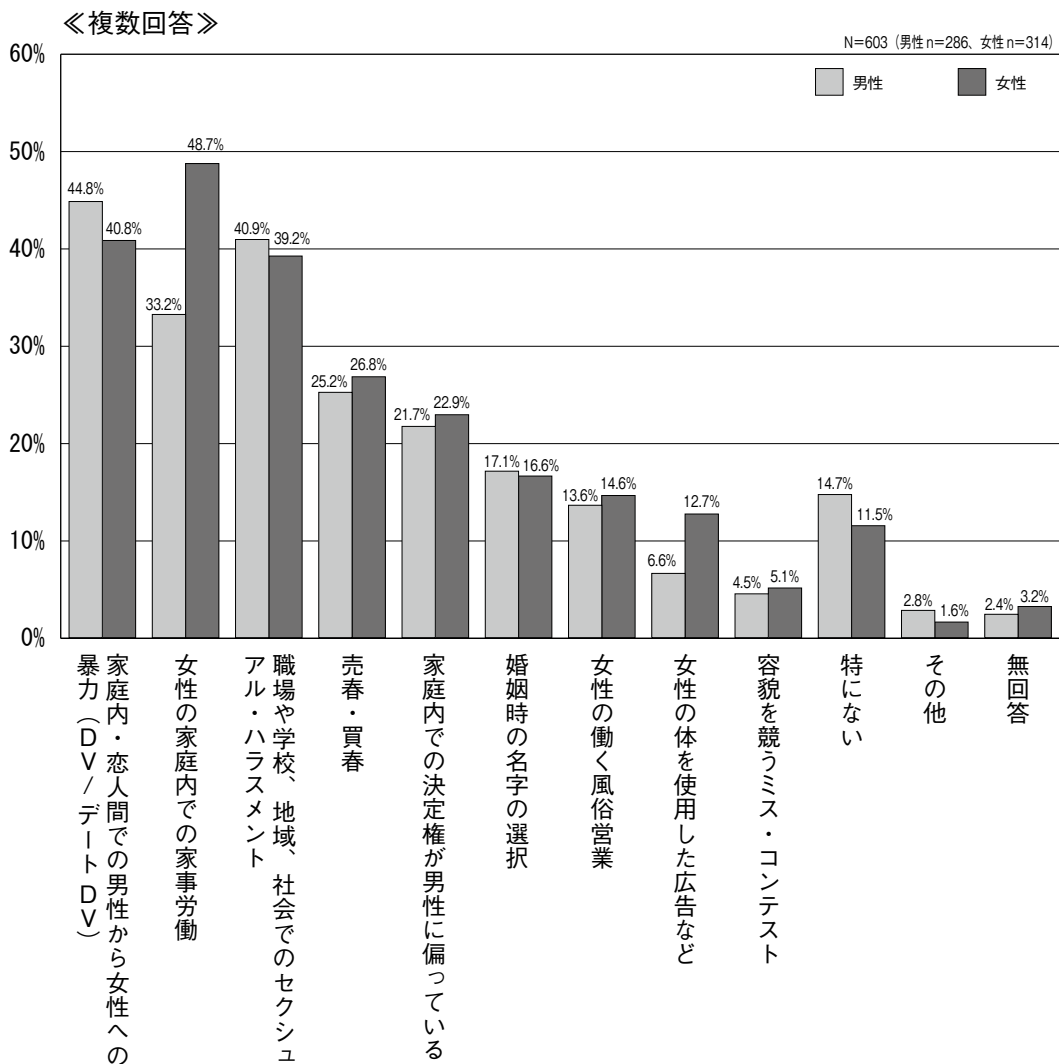
DV（ドメスティック・バイオレンス）防止のための取り組み



資料：平成26年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

●暴力被害の経験（「されたことがある」の割合）●				
	全 体	女 性	男 性	
1 位	大声でどなる (22.6%)	大声でどなる (33.4%)	何をいっても無視して口をきかない (19.2%)	➡ すべて 精神的暴力
2 位	何をいっても無視して口をきかない (19.2%)	何をいっても無視して口をきかない (19.4%)	大声でどなる (10.8%)	➡ すべて 精神的暴力
3 位	ドアをけったり、壁に物を投げたりしておどす (12.6%)	ドアをけったり、壁に物を投げたりしておどす (18.8%)	交友関係や電話・メールを細かく監視する (8.7%)	➡ すべて 精神的暴力

女性の人権が尊重されていないと感じるときについて



資料：平成 26 年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

基本的施策

(1) DV防止のための教育・啓発の促進

番号	事業内容	担当課	
19	市民・関係機関への広報・啓発	市報などにより市民への広報・啓発のほか、関係機関へ研修による啓発を行います。若い世代においても、人権尊重の意識とデートDV(※)への理解を深めるためリーフレット配布等による啓発を実施します。	人権政策課 総合政策課 男女共同参画センター 指導室 子ども支援課

(2) 相談体制の充実

番号	事業内容	担当課	
20	相談体制の整備・充実	各種研修会への参加により相談員の資質向上に努めるほか、関係機関との連携の強化、相談マニュアルの整備により、相談体制(☆)の充実を図ります。 ☆P60～を参照	人権政策課 子ども支援課

(3) 被害者の自立支援の充実

番号	事業内容	担当課	
21	被害者への多様な支援の充実	被害者の自立に向けた就労支援、また被害者や児童への心理的支援などを行います。	人権政策課 子ども支援課 総合政策課 男女共同参画センター

(4) 推進体制の整備

番号	事業内容	担当課	
22	関係機関および庁内での連携強化	関係機関や関係課との連携を深め、DVの状況に応じて被害者の保護・支援に即座に対応できるように努めます。	人権政策課 子ども支援課 総合政策課 男女共同参画センター

**施策の
基本的方向3**

生涯を通じた健康づくりの推進

個人の人権の尊重は、心だけでなく身体においても健康な状態でなければ成り立ちません。一人ひとりが生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、誰もが自身の個性と能力を十分に発揮し、多様な分野に参画するための大きな前提となります。そのためには、お互いが性別による身体的特徴を理解しあい、正しい知識を持った上で相手に対する配慮や思いやりの気持ちを持つことが欠かせません。

行橋市では、「行橋市地域保健計画」を策定し、それぞれのライフステージに応じた健康管理の啓発と健康づくり支援を行っています。女性は、妊娠や出産、育児などを経験する可能性があり、男性にも性別特有の疾病があります。このように、市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らすためには、性差を考慮した健康上の啓発と支援が重要となります。関係各課との連携のもと、イベント等による健康支援を行い、それぞれの人生の各段階に応じた各種健診（検診）や情報提供、相談支援を行います。また、発達段階に応じた性教育の充実を通して、性に関する正しい知識の普及や啓発に努めます。

基本的施策

(1) 生涯を通じた健康づくり支援

番号	事業内容	担当課	
23	疾病予防や健康管理の啓発活動・健康相談の充実	各種健診（検診）や健康をテーマとしたネットワークづくり、相談体制（☆）の整備などを通して、ライフステージや性別に応じた疾病予防や健康保持・増進を進めます。また、性教育の充実に取り組みます。 ☆P60～を参照	地域福祉課 子ども支援課 生涯学習課 指導室

● 基本目標Ⅲ ●

あらゆる年代における
男女共同参画の意識づくり

施策の基本的方向

1. 男女共同参画に関する意識の浸透

2. 男女共同参画教育の充実

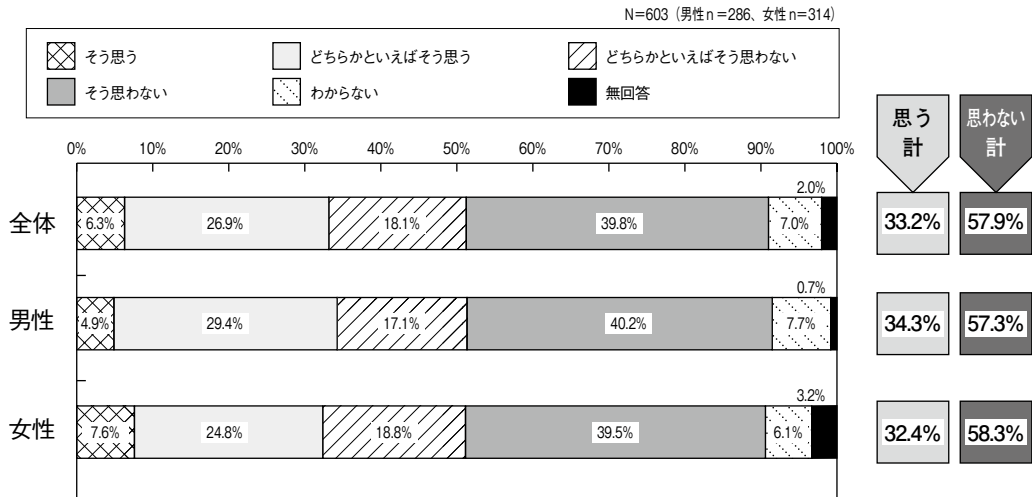
男女共同参画社会の実現のためには、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識が払拭され、多様な価値観や生き方が尊重されることが不可欠です。新たな価値観の創設のために、これまで、行橋市では男女共同参画の理解の浸透へ向け様々な施策を実施してきました。

市民意識調査の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えについて、男女とも賛成派を反対派が25ポイント程度上回っています。しかし、全体で、7割以上が社会通念・しきたりや慣習などにおいて男性の方が優遇されていると感じており、これによる男女間での不平等感が依然として残っている現状もみられます。また、固定的役割分担意識^(※)という言葉の認識をしている人も半数以下となっており、今後は市民一人ひとりへ向け、より効果的な広報・意識啓発を行うことが必要不可欠となっています。

そのほか、各種研修の実施や「男女共同参画を推進する条例」や「男女共同参画を推進する日・月間」のさらなる周知により、市民・事業者など、あらゆる人々への男女共同参画意識の浸透を図ります。

平成26年 行橋市

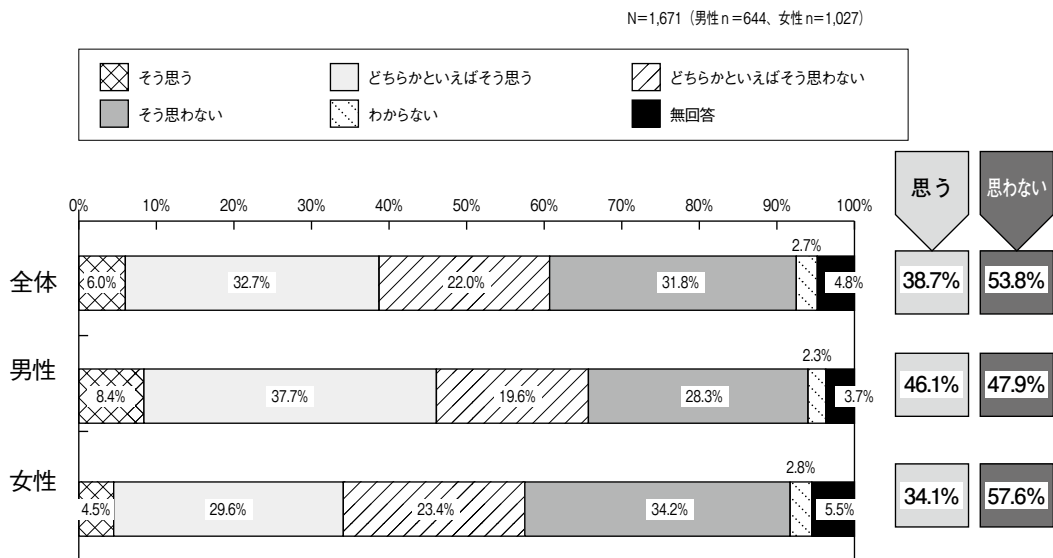
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えについて



資料：平成26年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

平成23年 北九州

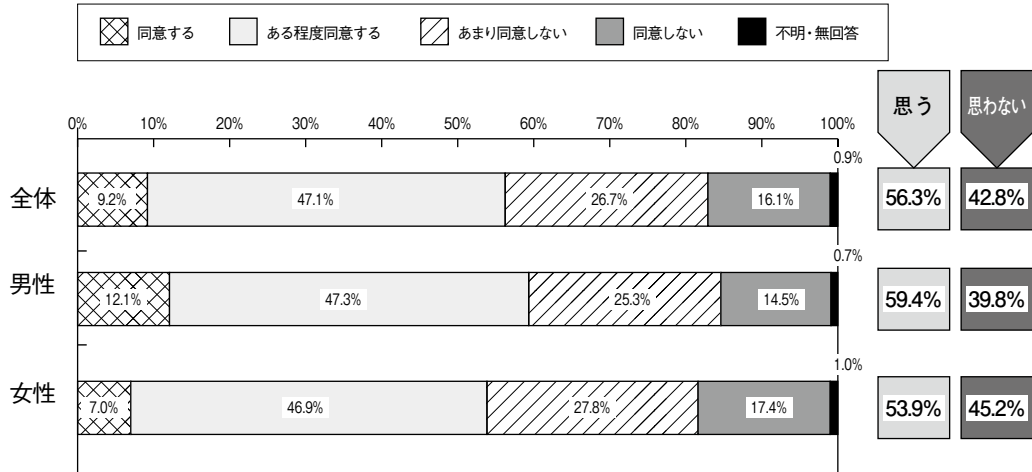
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えについて



資料：平成23年「北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

「男は仕事、女は家庭」という考えについて

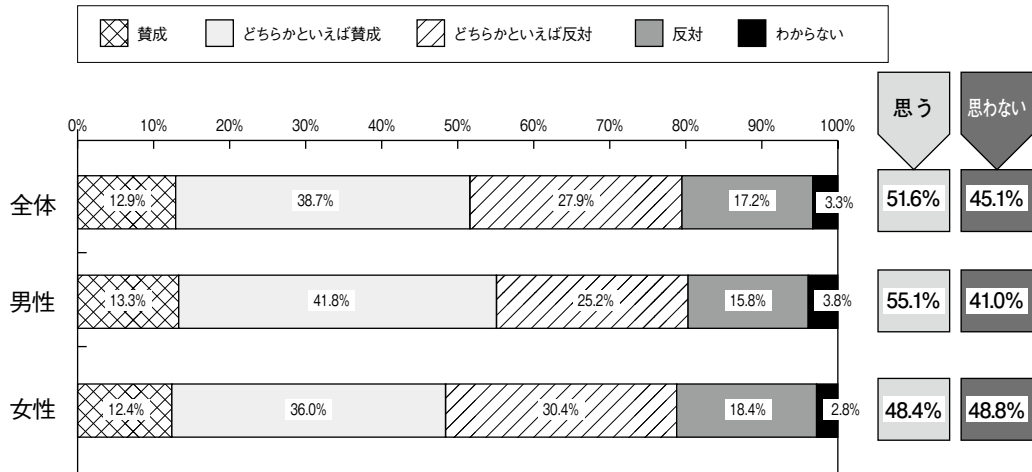
N=3,874 (男性 n=1,709、女性 n=2,165)



資料：平成21年福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えについて

N=3,033 (男性 n=1,432、女性 n=1,601)



資料：平成24年内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

		肯定派	否定派	わからない・不明 どちらともいえない
行橋市 (H26) N=603	全 体	33.2%	57.9%	9.0%
	男 性	34.3%	57.3%	8.4%
	女 性	32.4%	58.3%	9.3%
北九州市 (H23) N=1,688	全 体	38.7%	53.8%	7.5%
	男 性	46.1%	47.8%	6.1%
	女 性	34.1%	57.6%	8.3%
福岡県 (H21) N=3,874	全 体	56.3%	42.8%	0.9%
	男 性	59.4%	39.8%	0.7%
	女 性	53.9%	45.2%	1.0%
内閣府 (H24) N=3,033	全 体	51.6%	45.1%	3.3%
	男 性	55.1%	41.0%	3.8%
	女 性	48.4%	48.8%	2.8%

※各調査によって問い方が異なるため、一概には比較できない。

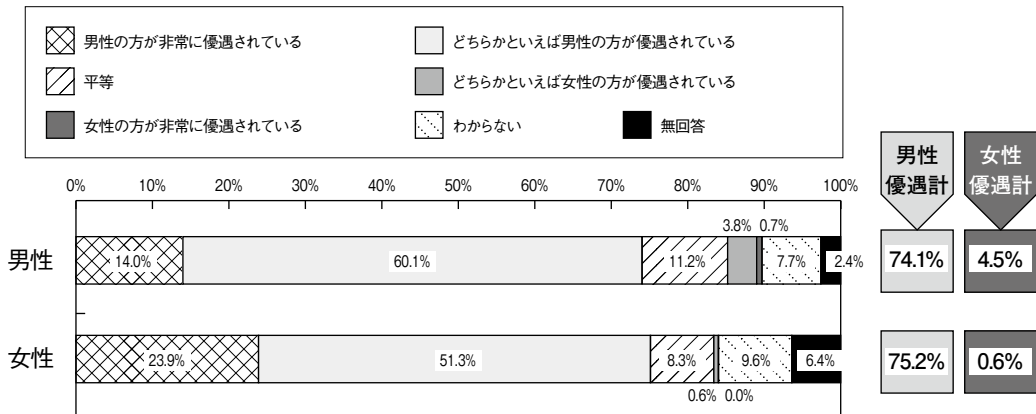
行橋市：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えについてどう思いますか。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」
(平成 26 年「男女共同参画に関する市民意識調査」)

北九州市：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」
(平成 23 年「北九州の男女共同参画社会に関する調査」)

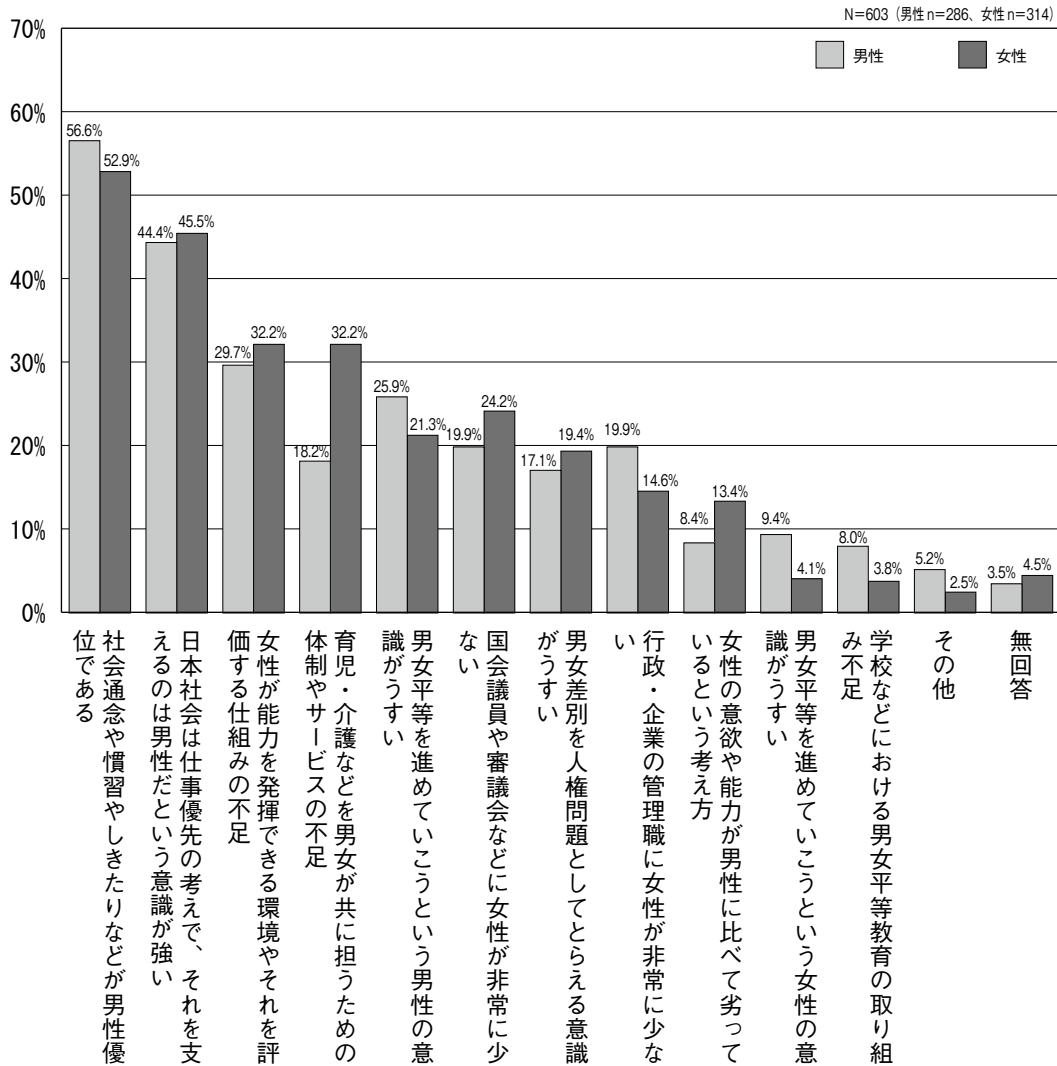
福岡県：「男は仕事、女は家庭」という考え方について。「同感する」「ある程度同感する」「あまり同感しない」「同感しない」
(平成 21 年「男女共同参画社会に向けての意識調査」)

内閣府：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について。「賛成」「どちらかといえば賛成」「わからない」「どちらかといえば反対」「反対」
(平成 24 年「男女共同参画社会に関する世論調査」)

社会通念・しきたりや慣習における男女平等達成感



地域や社会全体での男女間の不平等の原因について



資料：平成 26 年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

基本的施策

(1) 広報・啓発活動および情報提供の推進

番号	事業内容	担当課	
24	啓発活動の推進	リーフレットや市報等で男女共同参画について積極的に取り入れます。また、講演会や女性学級など各種講座の開催を通じて、あらゆる年代への学習機会の確保を図ります。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課
25	広報および情報発信の充実	各種セミナーやイベント、市の現状について市民へ広く情報提供を行うため、市報やホームページなどでの広報のほか、情報誌を定期的に発行・配布します。また、関連図書および資料の収集・提供の充実を図ります。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課
26	条例・男女共同参画を推進する日・月間の周知	男女共同参画を推進する日・月間や「男女共同参画を推進する条例」について市民へ広く周知・啓発する機会をつくります。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課

(2) 男女共同参画に関する調査・研修の充実

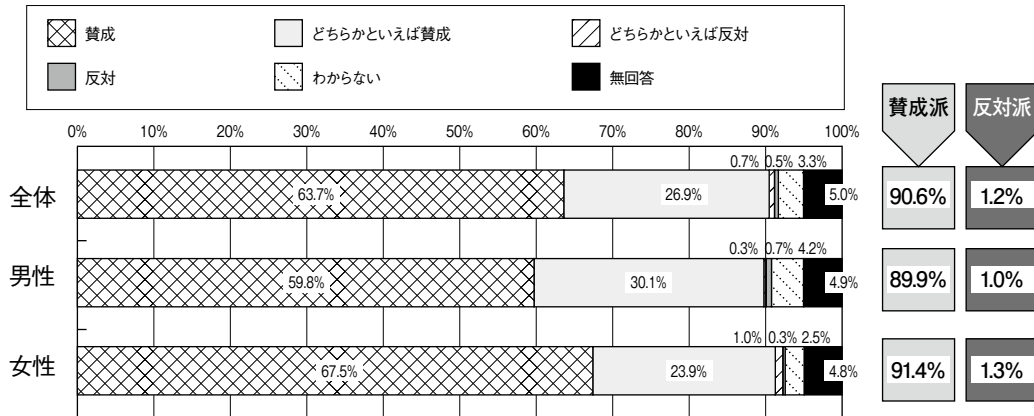
番号	事業内容	担当課	
27	男女共同参画研修の実施	「人権教育・啓発基本計画」に基づき各種研修を行い、市民の男女共同参画意識の高揚を図り、性別による差別を含めたあらゆる差別の解消を目指します。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課
28	事業者における男女共同参画状況の調査	指名登録時などを活用して、市内事業者における男女共同参画の推進状況について調査を行います。	総合政策課 男女共同参画センター 契約検査課

次世代を担う子どもたちが、性別にとらわれることなく、お互いの個性や能力を發揮できるように育つためには、教育現場での男女共同参画の理解の促進が必要です。また、それとともに、自分の可能性や関心に沿った将来を選択できるような支援を行うことも重要となります。

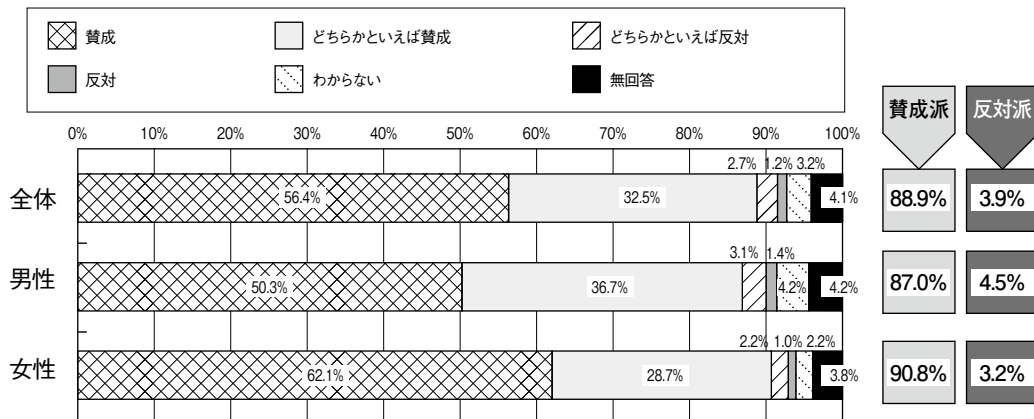
市民意識調査の結果から、子どものしつけや教育に関して、「性別に関わらず、自分の得意な分野に進んだ方がよい」「男女ともに、子どもの頃から炊事・洗濯・掃除など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい」には8割が賛成し、生活における役割や進路について性別は関係ないと考えている人が多くいることが分かります。しかし、一方で、性別による役割で「女の子らしく」「男の子らしく」育てることに半数近くが賛成しており、固定的役割分担意識への賛成意見も挙がってきています。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成の人は、子どもの頃の家庭環境に多くの影響を受けていることから、幼児保育や学校教育の場だけでなく、家庭環境でも大人から子どもへジェンダーにとらわれない男女共同参画意識づくりの必要性が感じられます。

今後、学校教育の現場や、家庭、地域との連携を深め、子どもたち一人ひとりの個性や能力を活かす男女共同参画教育の充実を図ります。

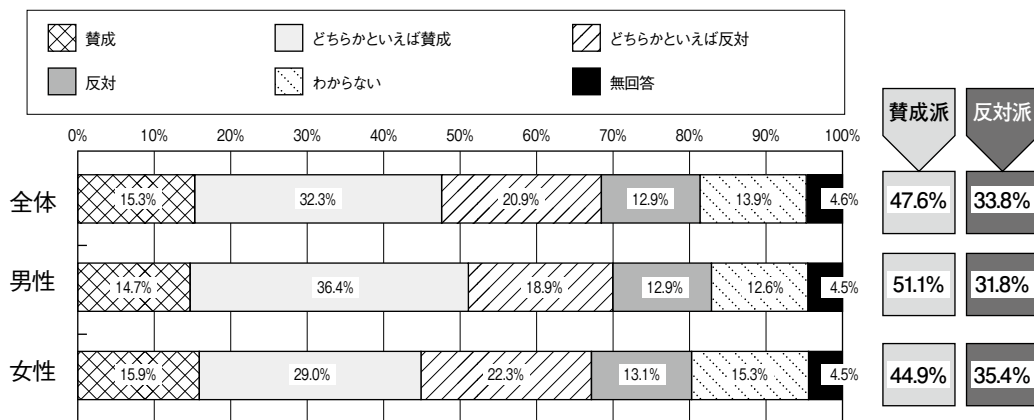
性別に関わらず、自分の得意な分野に進んだ方がよい



男女ともに、子どもの頃から炊事・洗濯・掃除など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい

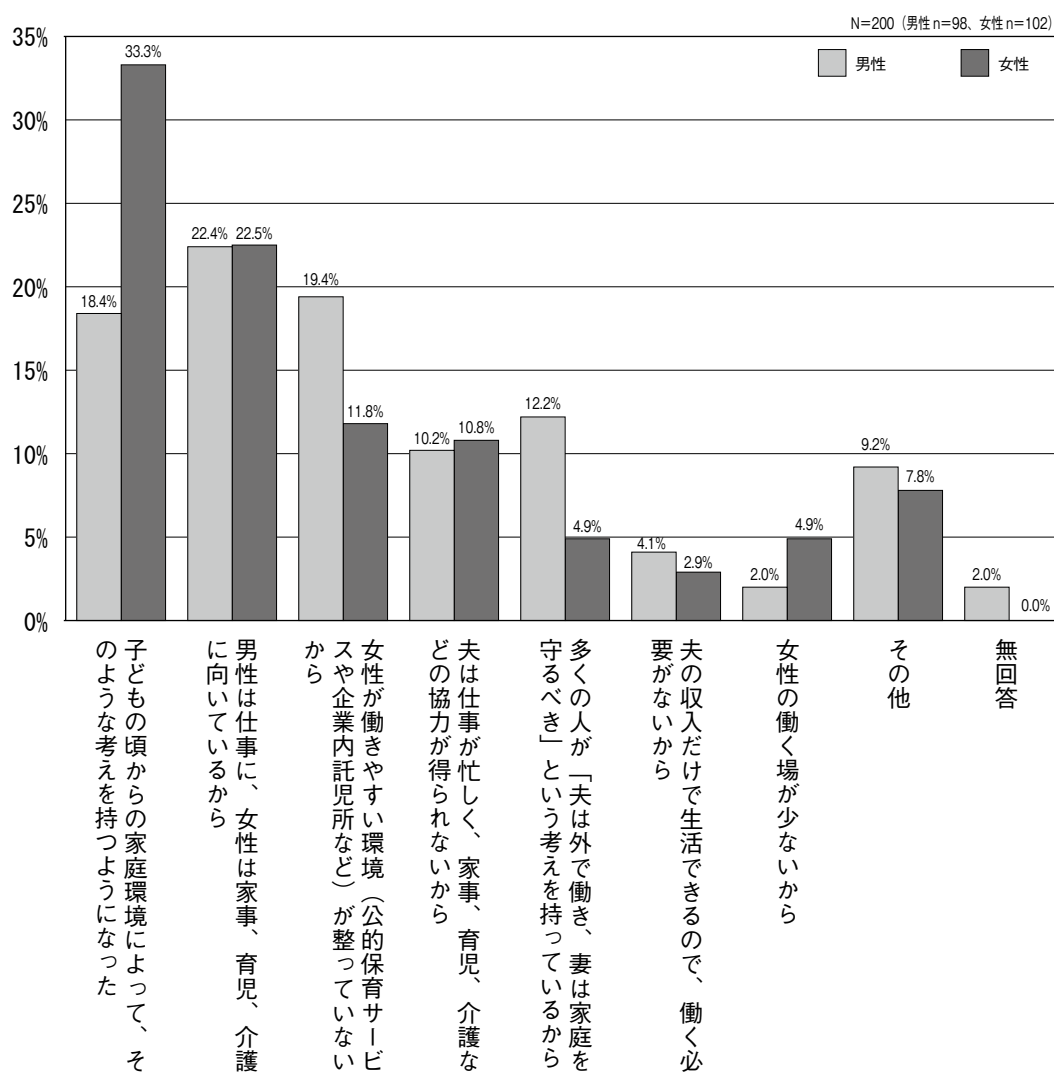


男女にはそれぞれの役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい



上記資料：平成26年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成の理由



資料：平成 26 年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

基本的施策

(1) 教育現場における男女共同参画の推進

番号	事業内容	担当課
29	幼児保育における男女共同参画の推進	子ども支援課
30	学校教育における男女共同参画の推進	指導室
31	保護者への啓発	子ども支援課 学校教育課 生涯学習課
32	教職員研修の実施	子ども支援課 学校教育課 人権政策課 指導室

(2) 個性と能力に応じた進路指導の促進

番号	事業内容	担当課
33	進路指導内容の充実	指導室

● 基本目標Ⅳ ●

だれもが平等に参画できる
まちづくり

施策の基本的方向

1. 地域社会における男女共同参画の促進

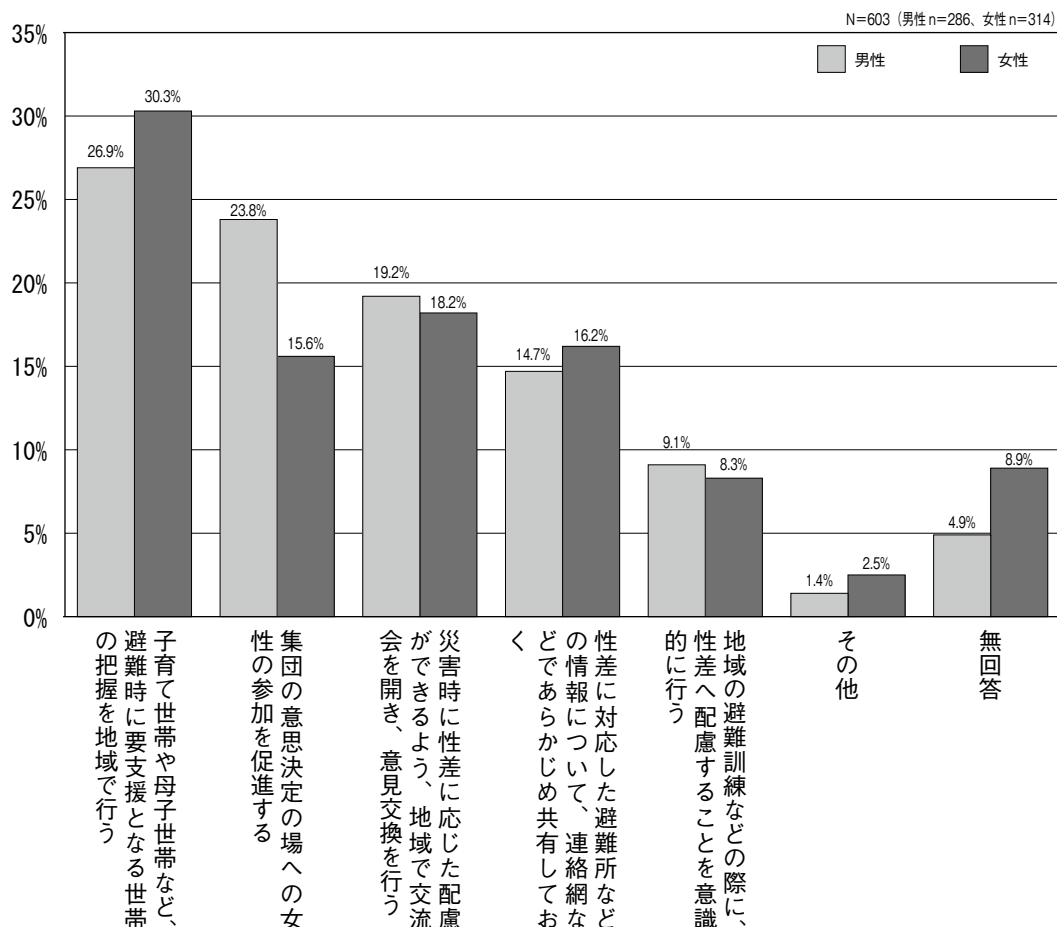
2. 政策方針決定過程への女性参画の拡充

地域での男女共同参画の推進は、市民と市がそれぞれの役割を果たし、一体となって実施していくことが重要です。防災や災害時の復興など、市民にとって最も身近な地域づくりにおいて、誰もが平等に意思決定の場に参画することは、多様な視点が加わり、さらなる地域の活性化へとつながります。

市民意識調査の結果から、男女共同参画の視点での防災に関するまちづくりを行う際に最も重要なこととして「子育て世帯や母子世帯など、避難時に要支援となる世帯の把握」が最も多く、「災害時における性差に応じた配慮」や「意思決定の場への女性の参加促進」を求める声も多く挙がっています。避難所において必要とされる支援としては、「性差に配慮した施設の設置」、「運営面において男女双方の意見が採り入れられること」などが挙げられました。ここから、防災や災害時の救助・支援体制における性差によるニーズの違いの把握や、意思決定における女性の参画が求められていることが分かります。また、地域活動の場において男性の方が優遇されているという意見が未だ多く挙げられています。

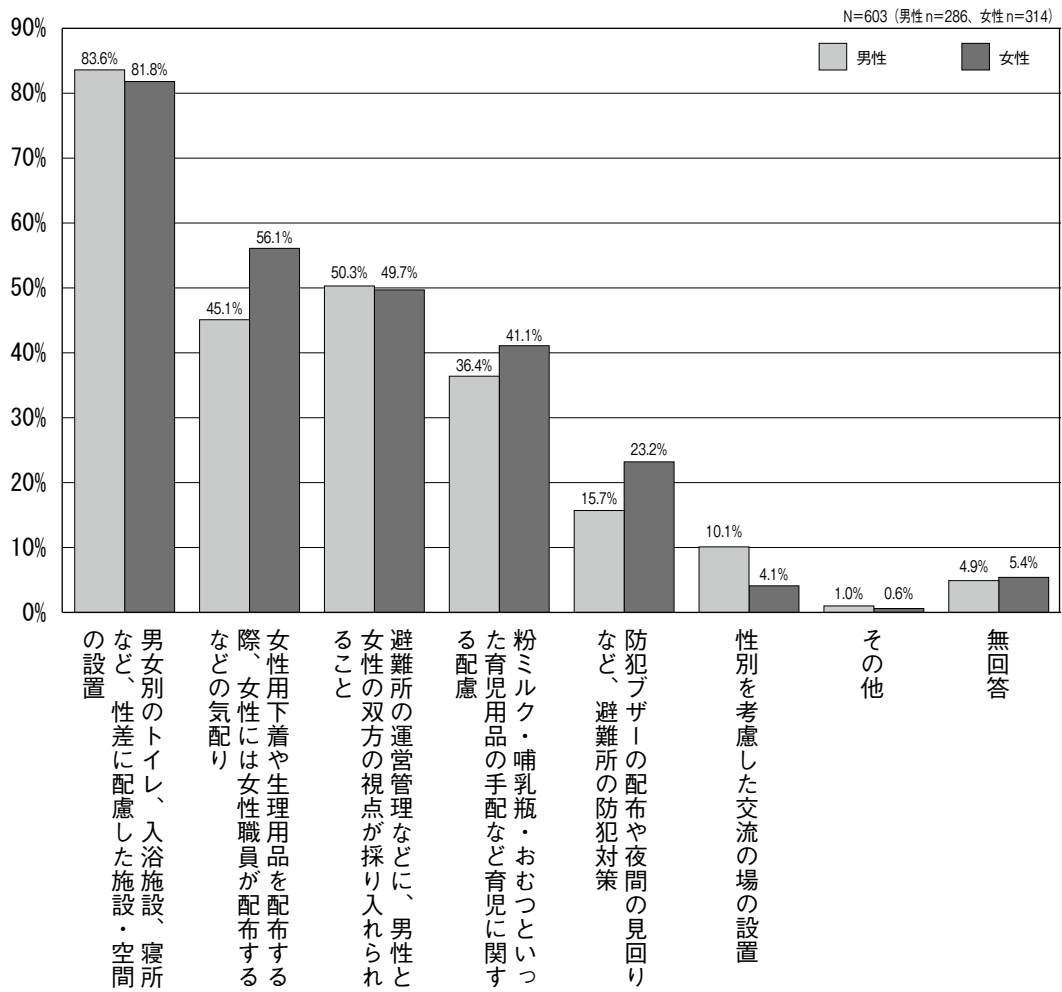
誰もが対等なパートナーとして方針決定過程へ参画できるよう、市民グループの育成をはじめ、自治会などの地域を担う団体への男女共同参画推進を行います。

防災に関するまちづくりについて

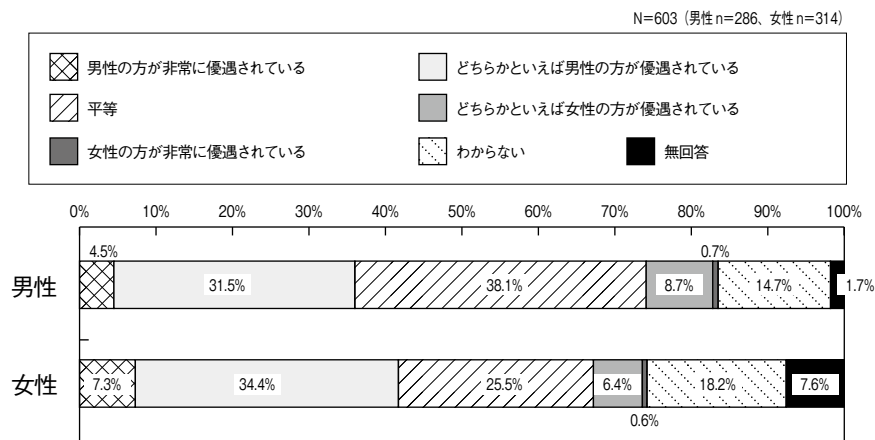


資料：平成 26 年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

避難所において必要な民間及び行政の支援



地域活動の場における男女平等達成感



資料：平成 26 年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

基本的施策

(1) 男女共同参画の視点による安全・安心のまちづくり

番号	事業内容		担当課
34	災害時の救助・支援対応への配慮	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備し、災害時には、性別へ配慮し、多様なニーズを踏まえた支援を行います。	総務課 消防本部
35	地域の防災活動への女性参画の拡大	女性の消防団員など、地域の防災についての広報・啓発活動へ女性の積極的な参画を図ります。	総務課 消防本部

(2) 地域活動団体における男女共同参画の促進

番号	事業内容		担当課
36	団体・グループの育成支援	男女共同参画に関する団体・グループの活動支援および団体間の交流促進を行います。	総合政策課 男女共同参画センター 全課
37	自治会などの地域を担う団体への啓発の推進	地域社会活動への男女共同参画を目指し、市民団体へ広報・啓発活動やモデル事業等を推進します。	総合政策課 男女共同参画センター 総合窓口課

施策の 基本的方向2

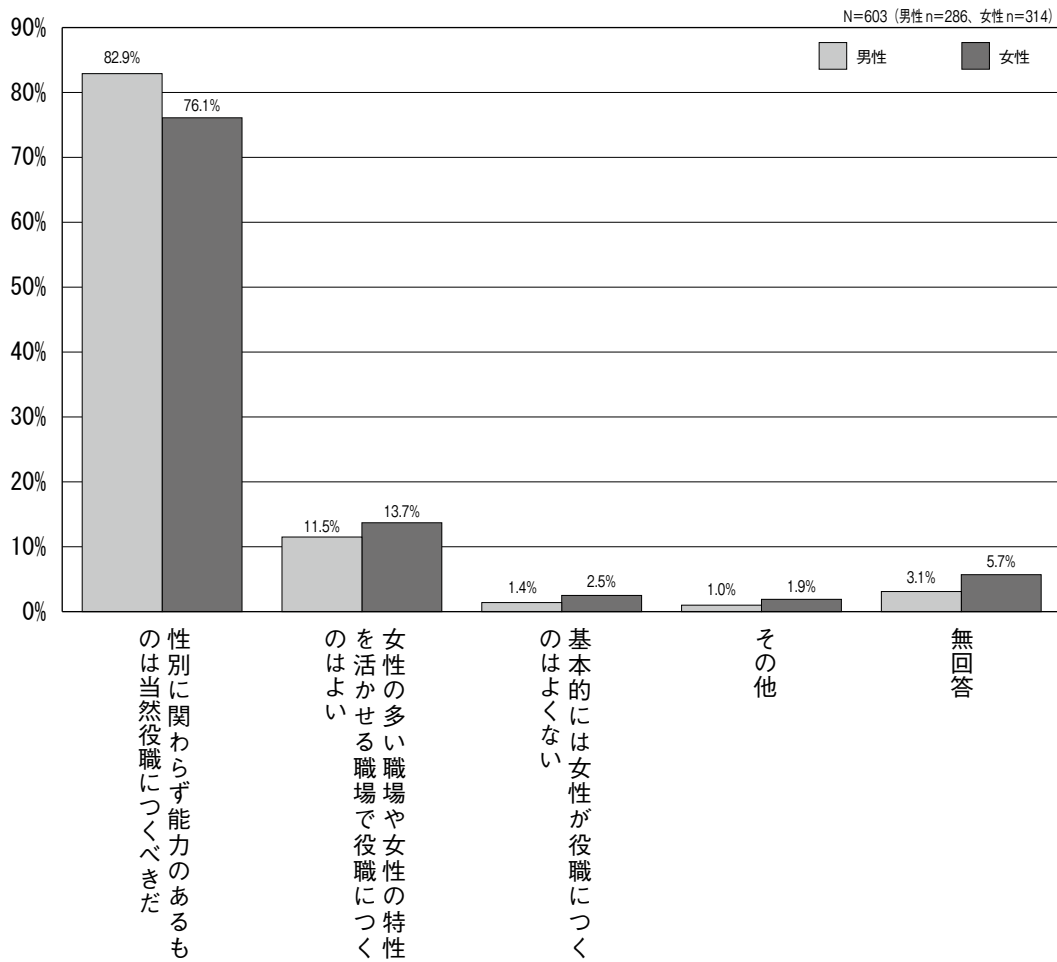
政策方針決定過程への女性参画の拡充

一人ひとりが共に担い、さらによりよいまちづくりを行うためには、市政など様々な場において異なる視点や立場からの意見が反映されるように、政策方針決定過程へ性別にかかわらず誰もが平等に参画できる体制整備が重要となります。

市民意識調査では、女性が職場で役職につくことについて、「性別に関わらず、能力のあるものは当然役職につくべき」という意見が男女ともに約8割を占めており、政策方針決定過程への女性参画を後押しする結果となっています。しかし、平成26(2014)年4月1日現在、行橋市の審議会等における女性委員の割合は23.2%と県内市町村平均より低く、市が平成28年度までの目標とする40%には達していない状況です。今後、多様化する行政ニーズに応え、より質の高いサービスを提供するためにも、今までは男性が多くを占めていた政策方針決定過程への女性の参画拡充により、多様な意見を反映させることが大変重要です。

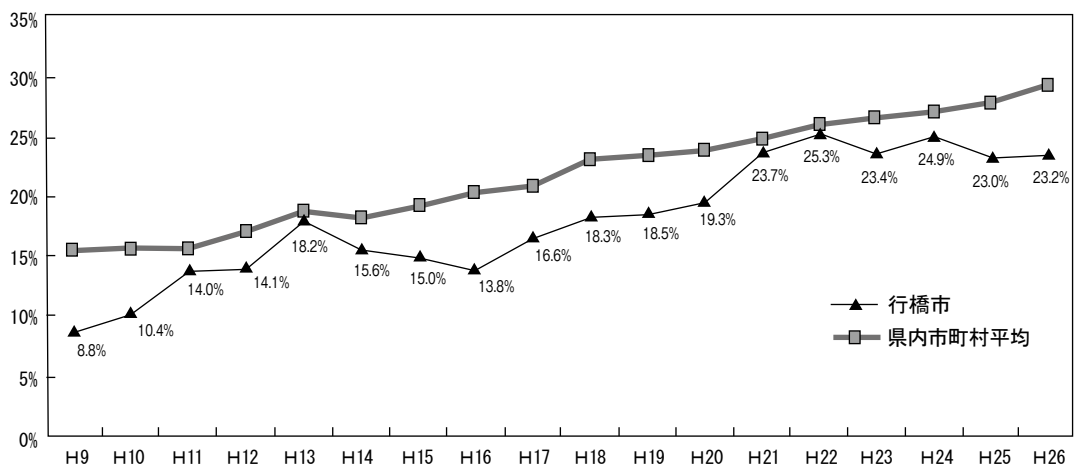
今後、政策方針決定過程への女性参画拡充のため、事業者等への啓発を推進するとともに、あらゆる分野での女性リーダーの育成支援や人材などについての積極的な情報提供に努めます。

女性が役職につくことについての考え方



資料：平成26年行橋市「男女共同参画に関する市民意識調査」

行橋市の審議会等における女性委員の割合



基本的施策

(1) あらゆる場における女性の政策方針決定過程への参画拡充

番号	事業内容	担当課	
38	市の審議会などへの女性の登用拡大および支援	女性の登用率 40%を目指し、審議会・委員会などへの女性の参画を促進し、積極的な登用を進めます。また、女性委員が研修に参加する機会を確保するため、情報提供などの支援を行います。	全課
39	女性リーダーの育成支援	国内外での研修に関する情報提供および参加費用の助成により、様々な分野への研修参加を支援し、女性リーダーを育成します。また、女性人材バンクの活用により、女性の登用を促進します。	総合政策課 男女共同参画センター 全課
40	市内事業者への情報提供・啓発	意欲のある女性が自身の能力を発揮できる機会を確保するため、女性の政策方針決定過程への参画や労働環境整備について事業者へ情報提供・啓発を行います。	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課

目標指数

(※第5次行橋市総合計画による)

指標名	単位	平成 26 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
市の審議会等における女性委員の割合	%	23.2	40.0